

第53期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時



2026年6月18日（木曜日）
午前10時〈受付開始 午前9時30分〉

開催場所



京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」
※末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

郵送及びインターネット等による議決権行使期限

2026年6月17日（水曜日）午後5時30分まで

※詳細につきましては、4～5頁をご参照ください。

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額改定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件



WEBサイト ニデック IR情報
<https://www.nidec.com/jp/ir/>

株主の皆様へ

平素より多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社の第53期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

はじめに、今般の会計不正問題等により、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にご心配とご迷惑をおかけしていることを、深くお詫び申し上げます。当社はこの事態を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、ガバナンス体制の抜本的な刷新とコンプライアンス意識の徹底を最優先課題として取り組んでおります。

この教訓を一時的なものに終わらせることなく、「必ず正しくやる」という価値観を実効性のある仕組みとして再構築するための改革を断行してまいります。

また、かねてよりお伝えしてきた5本柱を軸とした事業再編を行い、事業軸でのガバナンスの強化、アカウンタビリティの明確化、意思決定の迅速化を実現することで今後の更なる成長を図ってまいります。

再生に向けた不退転の歩みを通じて、一日も早く皆様の信頼を回復し、力強い成長をお示しすることをお約束いたします。株主の皆様におかれましては、今後とも当社への変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員
最高経営責任者

岸田 光哉



証券コード：6594
2026年5月29日
(電子提供措置の開始日 2026年5月27日)

株 主 各 位

京都市南区久世殿城町338番地

ニデック株式会社

代表取締役社長執行役員 岸田 光哉

第53期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を次頁のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nidec.com/jp/ir/event/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「ニデック」又は「6594」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご確認ください。)

なお当日ご出席されない場合には、書面又はインターネット等により議決権行使いただけますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、**2026年6月17日（水曜日）午後5時30分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

日 時 2026年6月18日（木曜日）午前 10時（受付開始 午前9時30分）

場 所 京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都 2階「春秋の間」

末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

報告事項 第三者委員会の調査結果及び改善計画に関するご報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員でない取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬等の額改定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件 |

目的事項

「臨時株主総会の開催及び第53期剰余金の配当（期末）の見送りについて」に記載のとおり、本定時株主総会においては、第53期の事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに監査等委員会の監査報告書及び会計監査人の監査報告書をご提供することができません。第53期の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果につきましては、後日開催予定の臨時株主総会においてご報告又はご承認をお願いさせていただきたく存じます。臨時株主総会の日程等につきましては追ってお知らせします。

（注）電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

臨時株主総会の開催及び第53期剰余金の配当(期末)の見送りについて

当社は2026年6月18日開催予定の第53期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）において、第53期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果についてご報告する予定でございました。

しかしながら、当社グループにおける一連の会計不正問題などの影響により、決算手続及び監査手続に遅延が生じております。これにより、本定時株主総会の招集にあたり上記の事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書等をご提供することができず、本定時株主総会においてこれらのご報告を行うことができない状況となりました。

つきましては、後日改めて臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」）を開催し、本臨時株主総会におきまして、第53期の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果のご報告又はご承認をお願いする方針といたしました。

本臨時株主総会の開催日程等につきましては、決定次第、速やかにお知らせいたします。

併せて、2026年3月3日付「剰余金の配当（期末配当無配）に関するお知らせ」のとおり、2026年3月31日を基準日とする第53期期末配当につきましても、第53期の計算書類の確定が配当支払の手続期限に間に合わないことから、誠に遺憾ながら2026年3月3日開催の取締役会において、配当を見送らせていただくこと（無配）を決定いたしました。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。一日も早い信頼回復と、安定的な配当の再開に向けて全力を傾注してまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

▼ 郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月17日（水曜日）午後5時30分 到着分まで

▼ インターネット等による議決権行使の場合



【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】（5頁）をご高覧の上、「スマート行使」もしくは「会社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）」にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。なお、管理信託銀行等の名義株主様は、下段の議決権電子行使プラットフォームについてもご高覧ください。

行使期限 2026年6月17日（水曜日）午後5時30分 入力分まで

▼ 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）
また、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

※株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

開催日時 2026年6月18日（木曜日）午前10時〈受付開始 午前9時30分〉

議決権の行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 【議決権行使書面】において、議案に賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

（注）電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について

QRコードを読み取る方法〔スマート行使〕

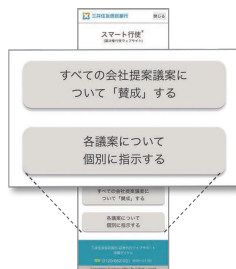
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワード入力による方法」にてログインし、再度議決権行使をお願い致します。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法 〔インターネット行使〕

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによって可能です。

議決権行使サイトURL <https://www.web54.net>

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

議決権行使について

- ①インターネット等による議決権行使は、2026年6月17日（水曜日）午後5時30分入力分まで受付致しますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願い致します。
- ②書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③インターネット等によって、複数回数、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

「スマート行使」又は「インターネット行使（議決権行使サイト）」に関してご不明な点につきましては、以下【専用ダイヤル】にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人

専用ダイヤル



0120-652-031（午前9時～午後9時）

三井住友信託銀行証券代行部

<その他のご照会>



0120-782-031

（午前9時～午後5時、土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
- 新経営体制を踏まえ、株主総会及び取締役会の運営並びに役付取締役の見直しを行い、現行定款第13条及び第21条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長と、第20条に定める「代表取締役および役付取締役」を変更するものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第12条 <条文の省略>	第11条～第12条 <現行通り>
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役グローバルグループ代表がこれを招集し、その議長となる。	第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
<u>2 取締役グローバルグループ代表にさしつかえがあるとき、あるいは取締役グローバルグループ代表が指名したときは、取締役社長がこれに代わる。</u>	<削 除>
<u>3 取締役グローバルグループ代表および取締役社長にさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u>	<u>2 取締役社長にさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第17条～第19条 <条文の省略> (代表取締役および役付取締役) 第20条 <条文の省略> 2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、<u>取締役グローバルグループ代表1名</u>、取締役会長1名、取締役社長1名ならびにその他の役付取締役若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役グローバルグループ代表</u>がこれを招集し、<u>その</u>議長となる。 2 <u>取締役グローバルグループ代表</u>にさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	第4章 取締役および取締役会 第17条～第19条 <現行通り> (代表取締役および役付取締役) 第20条 <現行通り> 2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長1名、取締役社長1名ならびにその他の役付取締役若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の規定による取締役</u>にさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第2号議案

監査等委員でない取締役8名選任の件

- ①提案の理由等
- 本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（4名）は任期満了となります。

つきましては、指名委員会の答申に基づき、取締役会を多様な専門性を有する体制へ刷新し、経営体制の一層の強化を図るため、監査等委員でない取締役の員数を4名増員することとし、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いするものです。

なお、取締役候補者を決定するにあたり、コーポレートガバナンス強化の一環として、取締役会の機能を実効的に発揮できるよう多様な候補者を選任し、経営陣からの独立性を強化した取締役会の構築を目指すことにしました。その上で監査等委員でない社外取締役は、2名増員し、5名とします。
- ②監査等委員でない取締役候補者
- 監査等委員でない取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位
1	再 任	きし だ みつ や 岸 田 光 哉	代表取締役社長執行役員
2	新 任	みな い まさ ゆき 南 井 正 之	常務執行役員
3	新 任	み やけ たけ し 三 宅 武 志	執行役員
4	新 任	社外取締役	-
		独立役員	
5	新 任	え ら あき つぐ 江 良 明 嗣	-
		社外取締役	
6	新 任	こ いずみ しん いち 小 泉 慎 一	-
		独立役員	
7	新 任	さ く ま そういちろう 佐久間 総一郎	-
		社外取締役	
8	新 任	にし うら ゆう じ 西 浦 裕 二	-
		独立役員	
	新 任	社外取締役	-
		独立役員	
	新 任	やま もと りょう いち 山 本 良 一	-
		独立役員	

(注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。

- (1) 江良明嗣氏、小泉愼一氏、佐久間総一郎氏、西浦裕二氏及び山本良一氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
なお、江良明嗣氏、小泉愼一氏、佐久間総一郎氏、西浦裕二氏及び山本良一氏は、当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしています。
 - (2) 江良明嗣氏はプランズウィック・グループ㈱の業務執行者を務めています。同社グループと当社グループの間には、過去3事業年度以内にアドバイザリー契約に基づく取引関係がありましたが、当該取引関係は当社のM&Aに関連する海外における競争法対応に係る同社グループ海外法人との間の一時的なアドバイザリー契約によるものであり、同氏は当該海外法人に所属しておらず、当該契約に基づく業務に同氏の関与はありません。また、同社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であり、かつ当社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であるため、同氏の独立性に問題はないと考えます。
 - (3) 佐久間総一郎氏は新日鐵住金㈱(現 日本製鉄㈱)の業務執行者を務めています。同社グループと当社グループの間には、製品の販売等の取引関係がありますが、同氏は既に同社の業務執行者でなく、取引の規模は、同社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であり、かつ当社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であるため、同氏の独立性に問題はないと考えます。
 - (4) 西浦裕二氏は三井住友トラストクラブ㈱の業務執行者を務めています。同社の属する三井住友トラストグループと当社グループとの間には、証券代行業務の委託等の取引関係がありますが、同氏は既に同社の業務執行者でなく、取引の規模は、同グループの過去3事業年度における連結経常収益(連結売上高に相当)の2%未満の取引であり、かつ当社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であるため、同氏の独立性に問題はないと考えます。
 - (5) 山本良一氏はJ.フロント リテイリング㈱の業務執行者を務めています。同社グループと当社グループとの間には、製品の販売等の取引関係がありますが、同氏は既に同社の業務執行者でなく、取引の規模は、同社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であり、かつ当社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であるため、同氏の独立性に問題はないと考えます。
 - (6) 当社グループは一連の会計不正問題等の影響により、決算手続に遅延が生じています。また、2026年3月期の通期業績予想数値に関しても現時点で未定としています。このため、2026年3月期の当社グループにおける連結売上高は、2026年3月期第2四半期の決算概要で公表した連結売上高(13,023億円)を2倍した数値を便宜上の目安として上記取引関係の確認を行っています。
 - (7) 山本良一氏は2026年6月開催の三愛オブリ㈱の定時株主総会日付で同社社外取締役に就任予定です。また、同氏は現在、大同特殊鋼㈱社外取締役に就いています。同社の2026年6月開催の定時株主総会日付で退任する予定です。
 - (8) 責任限定契約
当社は、江良明嗣氏、小泉愼一氏、佐久間総一郎氏、西浦裕二氏及び山本良一氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を締結する予定です。
・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
 - (9) 補償契約
当社は、江良明嗣氏、小泉愼一氏、佐久間総一郎氏、西浦裕二氏及び山本良一氏の選任が承認された場合、以下の内容の補償契約を締結する予定です。
・職務の執行に関連して生ずる会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償する。
3. 当社は、当社グループの取締役、監査役、執行役員、フェロー、会計参与、管理監督者の地位にある従業員(既に退任したもの及び保険期間中当該役職に就くものを含む)、及びこれらの相続人を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が取締役等の立場での業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補填されます。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、取締役等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じています。また、保険料は全額当社が負担します。なお、当該保険契約を任期中に更新する予定です。

候補者番号 1

再任



きし だ みつ や
岸田 光哉

1960年2月7日生

所有する当社株式の数
11,930 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社	2024年6月	代表取締役社長執行役員 (現任)
2018年4月	ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) (現 ソニー(株)) 代表取締役社長	2025年4月	最高戦略責任者
2021年4月	ソニー(株)常務		(重要な兼職の状況) なし
2022年1月	当社入社 常務執行役員		
2022年7月	専務執行役員		
2023年4月	副社長執行役員		
2024年4月	社長執行役員 最高経営責任者 (現任)		

候補者としての理由

岸田氏は、過去に事業会社での経営経験を有し、現在は当社の代表取締役社長執行役員を務めております。グローバル経営を通じて培われた国際感覚と共に、幅広い分野での豊富な経験・実績・見識を有しています。2024年の社長就任後は経営改革を推進し、2025年の第三者委員会の立ち上げ後は企業風土改革やガバナンス改革を先頭に立って牽引する等、当社の再生に向けてリーダーシップを発揮しています。同氏については、当社事業に対する深い知見と、改革を完遂するリーダーシップを活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社の取締役会において、意思決定の妥当性向上、経営改革の継続的な推進及び中長期的な企業価値向上に貢献することに加え、当社のガバナンス改革と企業価値向上を確実にかつ迅速に進めるためには、同氏のリーダーシップが今後も必要不可欠であることから、取締役候補者として選任しています。

候補者番号 2

新任



みな い まさ ゆき
南井 正之

1969年3月25日生

所有する当社株式の数
395株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	トヨタ自動車(株)入社	(重要な兼職の状況)
2022年9月	同社人事部長	ニデック(上海)管理有限公司会長
2024年7月	東芝ライフスタイル(株)入社 人事 総務部長	ニデックモータホールディングス(株)代表取締役社長
2025年1月	当社入社 顧問	
2025年4月	執行役員 最高コンプライアンス責任者(現任) 最高人事責任者 (現任)	
2026年4月	常務執行役員 (現任)	

候補者としての理由

南井氏は、グローバル企業の人事部門にて要職を歴任し、人材育成及び組織運営に関する豊富な実務経験と専門性を備えております。2025年の当社入社後は、最高コンプライアンス責任者及び最高人事責任者として、企業風土の改革及び透明性の高い組織構築、ガバナンスに関する施策等、幅広く当社の再生に向けて取り組んでいます。同氏については、その人事・組織運営及びコンプライアンスに関する専門性と実践的な実行力を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社の取締役会において、意思決定の妥当性向上、経営改革の推進及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として選任しています。

候補者番号 **3**

新任



み やけ たけ し
三宅 武志

1967年11月9日生

所有する当社株式の数
237 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社	(重要な兼職の状況) なし
2021年4月	三井倉庫サプライチェーン ソリューション(株)執行役員	
2023年11月	三井倉庫(株)執行役員	
2024年4月	トップインサイト合同会社 代表 社員	
2025年9月	当社入社 顧問	
2025年12月	執行役員 (現任) 最高サプライチェーン責任者 (現任)	

候補者とした理由

三宅氏は、製造業においてサプライチェーン管理及び輸出入コンプライアンスに関する国内外の実務経験と高い専門性を有しています。2025年の当社入社後は最高サプライチェーン責任者として、現場オペレーションのデジタル化や在庫管理の適正化を主導し、当社の再生に向けて取り組んでいます。同氏については、そのグローバルなサプライチェーン及び輸出入コンプライアンスに関する深い識見とそれに基づくオペレーション最適化の実践的な実行力を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社の取締役会において、意思決定の妥当性向上、経営改革の推進及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として選任しています。

候補者番号 **4**

新任

社外

独立



え ら あき つぐ
江 良明 嗣

1978年9月18日生

所有する当社株式の数
0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年5月	株式会社日本イーエルディーネット 設立	2025年2月	ブランズウィック・グループ(株) パートナー (現任)
2006年9月	日興アセットマネジメント(株) (現 アモーヴァ・アセットマネジメン ト(株)) 入社	2025年3月	(株)アンドパッド 社外取締役 (現任)
2011年4月	ブラックロック・ジャパン(株) 入社	(重要な兼職の状況) ブランズウィック・グループ(株) パートナー (株)アンドパッド 社外取締役	
2017年4月	同社インベストメント・スチュワ ードシップ部長		
2020年1月	同社マネージング・ディレクター 兼インベストメント・スチュワー ドシップ部長		

候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

江良氏は、長年にわたり国内外の資産運用会社において、機関投資家の立場から数多くの企業との対話を通じ、企業価値向上に向けたガバナンス改革を主導してこられました。また、政府機関の委員等を歴任し、日本のコーポレートガバナンス改革や情報開示の高度化に向けた政策立案に関与した実績に加え、企業経営者へのステークホルダー対応の助言や他社での社外取締役としての実務経験も備えています。同氏については、その投資家視点に基づく識見を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。

候補者番号 **5**

新任 **社外** **独立**



こ いずみ しん いち

小泉 慎一

1948年2月29日生

所有する当社株式の数
0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年4月	東レ(株)入社	2019年4月	(株)Preferred Networks 社外取締役 (現任)
2004年6月	同社取締役	2022年6月	(株)大林組 顧問 (現任)
2006年6月	同社常務取締役	2025年6月	新光電気工業(株)社外取締役 取締役会議長 (現任)
2007年6月	同社専務取締役		
2008年6月	同社代表取締役副社長		
2013年6月	同社相談役 (株)東レ経営研究所 取締役会長		
2015年6月	東レ(株)顧問 (株)大林組 社外取締役		
2016年6月	(株)国際協力銀行 社外取締役		
2017年6月	(株)ディー・エヌ・エー 常勤監査役		

(重要な兼職の状況)

新光電気工業(株)社外取締役 取締役会議長
(株)Preferred Networks 社外取締役
(株)大林組 顧問

候補者としての理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

小泉氏は、東レ株式会社の代表取締役副社長として長年グローバル経営を牽引されたほか、財務、経営企画、事業部門の要職を歴任し、製造業での経営管理全般に関する深い知見と豊富な経験を有しています。また、複数企業にて社外役員や取締役会議長、指名・報酬委員長を歴任し、透明性の高いガバナンス体制を構築された実績を有しています。同氏については、その経営管理に関する広範な知見と豊富な経験を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。

候補者番号 **6**

新任 **社外** **独立**



さ く ま そういちろう

佐久間 総一郎

1956年2月15日生

所有する当社株式の数
0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	新日本製鐵(株)入社	(重要な兼職の状況)
2009年4月	同社執行役員	コニカミノルタ(株) 社外取締役
2012年4月	同社常務執行役員	JX金属(株)社外取締役 (監査等委員)
2012年6月	同社常務取締役	日鉄ソリューションズ(株)顧問
2012年10月	新日鐵住金(株)常務取締役	
2014年4月	同社代表取締役副社長	
2018年4月	同社取締役	
2018年6月	同社常任顧問	
2019年4月	日本製鐵(株)常任顧問	
2020年6月	コニカミノルタ(株)社外取締役 (現任)	
2020年7月	日鉄ソリューションズ(株)顧問 (現任)	
2022年6月	JX金属(株)社外取締役	
2023年6月	同社社外取締役 (監査等委員) (現任)	

候補者としての理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

佐久間氏は、新日本製鐵株式会社及び新日鐵住金株式会社 (現日本製鐵株式会社) の経営陣として、法務、内部統制・監査といったガバナンス部門を統括し、大規模な組織再編や、経営課題への対処についても豊富な実務経験を有しています。また、政府会議の委員や国際機関、経済団体における要職を歴任される等、多角的な知見を備えた有識者の一人です。同氏については、その深い経営経験とガバナンス分野における専門性を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化、及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。

候補者番号 7

新任

社外

独立

にし うら ゆう じ
西 浦 裕 二

1953年1月3日生

所有する当社株式の数
0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入社	2015年12月	三井住友トラストクラブ(株)代表取締役会長
2000年2月	ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン(株) (現 PwCコンサルティング合同会社) 代表取締役社長	2019年6月	三井住友信託銀行(株)顧問 (株)LIXIL社外取締役
2006年1月	アリックスパートナーズ日本代表	2024年6月	同社社外取締役 取締役会議長 (現任)
2011年1月	アリックスパートナーズ米国本社副会長	(重要な兼職の状況) (株)LIXIL社外取締役 取締役会議長	
2012年12月	アクサ生命保険(株)取締役会長		
2013年3月	アクサ損害保険(株)取締役会長		
2014年6月	(株)スクウェア・エニックス・ホールディングス社外取締役		

候補者としての理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

西浦氏は、アリックスパートナーズの日本代表や、大手金融・保険会社の会長職を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しています。特に多数の企業再生を主導したほか、株式会社LIXILでは取締役会議長等として透明性の高いガバナンス体制を構築した実績があります。同氏については、その経営・企業再生に関する識見を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。

候補者番号 8

新任

社外

独立

やま もと りょう いち
山 本 良 一

1951年3月27日生

所有する当社株式の数
0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	(株)大丸 入社	2020年5月	同社取締役 取締役会議長
1993年2月	同社大阪・梅田店営業企画部長	2021年6月	ノリタケ(株)社外取締役
2001年2月	同社理事本社百貨店業務本部営業改革推進室長兼営業企画室長		大同特殊鋼(株)社外取締役 (現任)
2003年5月	同社代表取締役社長兼最高執行責任者	2024年5月	J.フロント リテイリング(株)顧問
2007年9月	J.フロント リテイリング(株)取締役 (株)松坂屋取締役	2025年6月	同社特別顧問 (現任)
2010年3月	(株)大丸松坂屋百貨店代表取締役社長	2026年6月	三愛オプリー(株)社外取締役 (就任予定)
2013年4月	J.フロント リテイリング(株)代表取締役社長	(重要な兼職の状況) J.フロント リテイリング(株)特別顧問 三愛オプリー(株)社外取締役 (就任予定)	
2017年5月	同社取締役兼代表執行役社長		

候補者としての理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

山本氏は、株式会社大丸松坂屋百貨店及びJ.フロント リテイリング株式会社の代表取締役社長を歴任し、長年にわたり企業経営の舵取りを担ってこられました。一貫して透明性の高いガバナンス体制の構築や取締役会の活性化を牽引し、企業の監督機能向上と持続的成長の両立を主導した実績を有しています。また、経営トップとして、グループ全体の企業価値向上を実現してきた豊富な実務経験を備えています。同氏については、その経営者としての深い知見を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

①提案の理由等
 本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役豊島ひろ江氏が辞任により退任し、また、監査等委員である取締役落合裕之氏、山田文氏及び梅田邦夫氏の3名は任期満了となります。
 つきましては、指名委員会の答申に基づき、取締役会を多様な専門性を有する体制へ刷新し、経営体制の一層の強化を図るため、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。
 なお、取締役候補者を決定するにあたり、コーポレートガバナンス強化の一環として、取締役会の機能を実効的に発揮できるよう多様な候補者を選任し、経営陣からの独立性を強化した取締役会の構築を目指すことにしました。その上で、監査等委員である社外取締役は、1名増員し、5名にすることとしています。
 本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

②監査等委員である取締役候補者
 監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位
1	新任	社外取締役	-
		独立役員	
2	新任	社外取締役	-
		独立役員	
3	新任	社外取締役	-
		独立役員	
4	新任	社外取締役	-
		独立役員	

- (注) 1. 上記各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1)山崎武氏、天野秀樹氏、岸波みさわ氏及び長谷川充弘氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。なお、山崎武氏、天野秀樹氏、岸波みさわ氏及び長谷川充弘氏は、当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしています。
- (2)山崎武氏は㈱日立製作所の業務執行者を務めていました。同社グループと当社グループとの間には、製品の販売・購入等の取引関係がありますが、同氏は既に同社の業務執行者でなく、取引の規模は、同社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であり、かつ当社グループの過去3事業年度における連結売上高の2%未満の取引であるため、同氏の独立性に問題はないと考えます。
- (3)当社グループは一連の会計不正問題等の影響により、決算手続に遅延が生じています。また、2026年3月期の通期業績予想数値に関しても現時点で未定としています。このため、2026年3月期の当社グループにおける連結売上高は、2026年3月期第2四半期の決算概要で公表した連結売上高（13,023億円）を2倍した数値を便宜上の目安として上記取引関係の確認を行っています。
- (4)山崎武氏は、現在、㈱日立リアルエースートパートナーズ常勤監査役に就いていますが、2026年6月15日に退任する予定です。
- (5)岸波みさわ氏は2026年6月開催の五洋建設㈱の定時株主総会日付で同社社外取締役、2026年6月開催のサンケン電気㈱の定時株主総会日付で同社社外取締役にそれぞれ就任予定です。
- (6)責任限定契約
当社は、山崎武氏、天野秀樹氏、岸波みさわ氏及び長谷川充弘氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を締結する予定です。
・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- (7)補償契約
当社は、山崎武氏、天野秀樹氏、岸波みさわ氏及び長谷川充弘氏の選任が承認された場合、以下の内容の補償契約を締結する予定です。
・職務の執行に関連して生ずる会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償する。
3. 当社は、当社グループの取締役、監査役、執行役員、フェロー、会計参与、管理監督者の地位にある従業員（既に退任したもの及び保険期間中当該役職に就くものを含む）、及びこれらの相続人を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が取締役等の立場での業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補填されます。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、取締役等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じています。また、保険料は全額会社が負担します。なお、当該保険契約を任期途中で更新する予定です。

候補者番号 1

新任 社外 独立



やま ざき たけし
山 崎 武

1960年11月7日生

所有する当社株式の数
200 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	(株)日立製作所 入社	(重要な兼職の状況)
2000年 4 月	同社営業統括本部人事部長	なし
2007年 1 月	同社関西支社ゼネラルマーケット ビジネス営業部長	
2012年 4 月	同社戦略企画本部経営企画室戦略 プロジェクト本部長	
2015年 4 月	同社戦略企画本部経営企画室長	
2019年10月	(株)日立LGデータストレージ常務 CSO	
2023年 4 月	(株)日立リアルエステートパートナ ーズ 常勤監査役 (現任)	

候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

山崎氏は、株式会社日立リアルエステートパートナーズにおいて常勤監査役を務め、組織の実効的な監査体制の構築と運用を主導する等、高い知見と豊富な経験を有しています。また、株式会社日立製作所で長年携わった経営戦略や事業構造改革の知見を活かし、リスクの早期発見や内部統制システムの運用においても高い専門性を発揮してまいりました。同氏については、その監査分野における専門性を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。

候補者番号 2

新任 社外 独立



あま の ひで き
天 野 秀 樹

1953年11月26日生

所有する当社株式の数
0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月	アーサーアンダーセン (現 有限 責任あずさ監査法人) 入所	2017年 4 月	オリックス銀行(株)社外取締役
1980年 9 月	公認会計士登録	2018年 6 月	味の素(株)社外監査役
1992年 9 月	井上斎藤英和監査法人 (現有限責 任あずさ監査法人) 代表社員	2019年 6 月	セイコーグループ(株)社外監査役 (現任)
2011年 9 月	有限責任あずさ監査法人副理事長 (監査統括)	2021年 6 月	味の素(株)社外取締役
2015年 7 月	同法人エグゼクティブ・シニアパ ートナー	2022年 6 月	みずほリース(株)社外監査役 (現任)
2017年 3 月	花王(株)社外監査役	(重要な兼職の状況)	
		セイコーグループ(株)社外監査役	
		みずほリース(株)社外監査役	

候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

天野氏は、長年にわたり公認会計士として、有限責任あずさ監査法人において副理事長 (監査統括) 等の要職を歴任され、財務会計及び内部統制に関する専門知見と豊富な実務経験を有しています。また、複数企業にて社外取締役や社外監査役を務め、適正な財務報告の確保やコーポレートガバナンスの強化に貢献してこられました。同氏については、その会計・財務に関する深い識見を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。

候補者番号 3

新任

社外

独立



きし なみ

岸波 みさわ

1972年11月4日生

所有する当社株式の数
0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月	(株)日本興業銀行（現 ㈱みずほ銀行）入社	2026年6月	五洋建設(株)社外取締役（就任予定） サンケン電気(株)社外取締役（就任予定）
2000年8月	ゴールドマン・サックス証券(株)入社		
2012年12月	同社投資銀行部門資本市場本部シンジケート部長		
2018年12月	UBS証券(株)投資銀行本部エグゼクティブ・ディレクター		
2022年6月	(株)芝浦電子 社外取締役		
2024年6月	ダイワボウホールディングス(株)社外取締役（現任）		

(重要な兼職の状況)

ダイワボウホールディングス(株)社外取締役
五洋建設(株)社外取締役（就任予定）
サンケン電気(株)社外取締役（就任予定）

候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

岸波氏は、金融機関の投資銀行部門において、財務戦略、資本政策等に関する豊富なアドバイザー経験を活しており、資本市場や企業再建に関する専門知見を備えています。また、複数企業にて社外取締役を務め、ガバナンス体制強化や資本効率を重視して経営を監督された実績があります。同氏については、その資本市場における深い識見と、ステークホルダーとの対話に関する豊富な経験を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。

候補者番号 4

新任

社外

独立



は せ がわ みつ ひろ

長谷川 充弘

1953年11月25日生

所有する当社株式の数
0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	大阪地方検察庁検事	2023年4月	東京弁護士会登録 森・濱田松本法律事務所客員弁護士
2000年4月	法務省刑事局参事官		
2004年4月	最高検察庁事務取扱検事		
2007年1月	法務省大臣官房会計課長	2026年1月	瓜生・糸賀法律事務所特別顧問（現任）
2008年1月	東京高等検察庁刑事部長		
2010年7月	最高検察庁検事		
2015年1月	広島高等検察庁検事長 （2016年9月 退官）		
2016年12月	証券取引等監視委員会委員長 （2022年12月 退任）		

(重要な兼職の状況)

瓜生・糸賀法律事務所特別顧問

候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

長谷川氏は、検事として広島高等検察庁検事長等の要職を歴任されたほか、証券取引等監視委員会委員長として、市場規律維持や財務報告の信頼性確保、内部統制の検証に関する実務経験と深い識見を有しています。現在は企業ガバナンスの改善やコンプライアンス体制構築に関して専門的な立場から助言を行われています。同氏については、その内部統制再構築に関する広範な知見を活かし、ガバナンス体制の見直し及び強化を進める当社において、取締役会の実効性向上、経営監督機能の更なる強化及び中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者として選任しています。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。

【ご参考】

なお、第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員会の構成は次のとおりとなる予定です。

議案候補者		氏 名			当社における地位	
—	現 任	社外取締役	よし	い	ひろし	取締役（常勤監査等委員）
		独立役員	吉	井	浩	
●	新 任	社外取締役	やま	ざき	たけし	取締役（常勤監査等委員）
		独立役員	山	崎	武	
●	新 任	社外取締役	あま	の	ひで	取締役（監査等委員）
		独立役員	天	野	秀 樹	
●	新 任	社外取締役	きし	なみ		取締役（監査等委員）
		独立役員	岸	波	みさわ	
●	新 任	社外取締役	は	せ がわ	みつ	取締役（監査等委員）
		独立役員	長谷川	充	弘	

【ご参考】選任後の取締役会構成及びスキルマトリクス

第2号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」、第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりです。

当社の企業価値の最大化を実現し、株主様をはじめ幅広いステークホルダーの皆様に応える最適な取締役会を構築すべく、「企業経営経験」「資本市場に対する知見」を新たにスキルマトリクスに追加しました。

特に社外取締役については、「法務・コンプライアンス」「財務・会計」「ガバナンス・リスク管理」「企業経営経験」「資本市場に対する知見」を充足する候補者を厳選し、バランスにも鑑み選定しています。

なお、社外取締役の選定にあたっては、当社の現況に鑑み、スキルマトリクスとは別途、企業再建に係る経験・知見も併せて考慮しています。

氏名	取締役を求める専門性と経験 ※最大4つ									
	法務・コンプライアンス	財務・会計	ガバナンス・リスク管理	企業経営経験	資本市場に対する知見	事業戦略	技術・研究開発	国際性・グローバル経験	人的資本・ダイバーシティ	環境・社会
岸田光哉				○		○	○	○		
南井正之	○		○					○	○	
三宅武志	○		○				○	○		
江良明嗣 【社外】			○		○			○	○	
小泉愼一 【社外】			○	○		○		○		
佐久間総一郎 【社外】	○		○	○		○				
西浦裕二 【社外】		○	○			○			○	
山本良一 【社外】			○	○		○				○
吉井浩 【社外】	○	○	○							○
山崎武 【社外】			○			○	○		○	
天野秀樹 【社外】	○	○	○					○		
岸波みさわ 【社外】		○			○			○	○	
長谷川充弘 【社外】	○	○	○		○					

企業再建に係る経験・知見：江良明嗣氏、小泉愼一氏、佐久間総一郎氏、西浦裕二氏、山本良一氏、山崎武氏、天野秀樹氏、岸波みさわ氏

【ご参考】取締役の選任方針・選任基準等に関する事項

当社は、2026年3月3日付で公表した第三者委員会の報告書及び同年1月28日付で公表した改善計画書を踏まえ、同年4月1日付で取締役会を多様な専門性を有する体制へ刷新するべく、下記のとおり取締役の選任方針及び選任・解任基準を改定しました。

指名委員会においては、改定した選任・解任基準に基づき、社外を含む幅広い候補者層の中から、必要な資質、専門性及び経験を備えた候補者を探索し、当社のガバナンス強化に資する上場企業の経営経験者や会計専門家を含む多様な候補者との面談、評価及び議論を慎重に重ね、経営陣からの独立性を強化した公正性かつ客観性の高いプロセスを通じ、取締役候補者の選定を行っています。

＜取締役選任方針＞

当社グループのグローバルな競争力の強化と事業を通じた社会課題の解決による持続的な企業価値の向上を目的とし、高い企業倫理・コンプライアンス意識をもって経営の健全性・透明性の向上に貢献できる人材を、当該ポストに関する選任基準等を踏まえ、選任するものとする。

なお、取締役会の機能を効率的・効果的に発揮できるよう、知識、経験、専門性の多様性を考慮し、取締役全体の構成を踏まえ選任する。

＜取締役候補者選任基準＞

取締役候補者（監査等委員である取締役を含む）は、以下の全てを満たす者であることとする。

- （1）人格、見識に優れ、市場規律を尊重し、高い倫理観を有すること。
- （2）中立的かつ客観的な視点に立ち、公正な判断を下し、執行に対して実効性のある監督及び経営戦略の方向性決定を果たすことができること。
- （3）幅広いステークホルダーの期待に応え、当社の強みを生かしながら、当社グループの持続的な発展及び中長期的な企業価値向上に資する十分な経験と専門性を有し、取締役会において積極的な助言及び意見具申ができること。
- （4）会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。

社外取締役候補者については、前項に加えて、「社外取締役の独立性判断基準」で定める独立性判断基準を満たしていることとする。

社内取締役候補者については、第1項に加えて、経営決定の実行と業務執行の監督を両立できる資質を有すること。

＜取締役解任基準＞

- （1）選任基準を明らかに満たしていない事象が発覚した場合。
- （2）不正の行為又は法令もしくは定款等の社内規定に違反する重大な事実が生じた場合。

【ご参考】社外取締役の独立性判断基準

当社は、以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有するものと判断しています。

- (1) 関係会社所属歴：現在又は過去10年間に於いて、当社又は当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者（注1）であった者
- (2) 主要株主：当社の総議決権の10%以上を直接又は間接に保有する株主、又はその業務執行者
- (3) 主要取引先とする者：当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
- (4) 主要取引先：当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
- (5) 多額報酬専門家：当社グループから、役員報酬以外に、過去3事業年度以内に年間1,000万円を超える、又は当該団体の総収入の2%を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (6) 役員相互派遣：当社グループから取締役・監査役（常勤・非常勤を問わない）を受入れている者の業務執行者
- (7) 関係監査法人：当社グループの会計監査人に所属する者
- (8) 多額寄付先：当社グループから、過去3事業年度以内に年間1,000万円を超える、又は寄付先の総収入の2%を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者
- (9) 近親者：上記(1)から(8)までのいずれかに該当する者（重要な者に限る）の配偶者又は二親等内の親族
- (10) 在任期間：当社の社外取締役としての通算の在任期間が10年を超えること
- (11) 前各号に定めるほか、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがあると合理的に判断される特段の事情を有する者

(注釈)

- 1.業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の法人等の業務を執行する役員及び使用人をいう。
- 2.当社グループを主要な取引先とする者とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、その者の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループから受けている者をいう。
- 3.当社グループの主要な取引先とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループに行っている者をいう。

【ご参考】

当社は、取締役等が高い専門性を発揮し、最善の経営判断を行える体制を構築することを目的として、以下のとおり責任限定契約、補償契約、及び役員等賠償責任保険に関する契約を締結することとしています。

（１）責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外取締役（監査等委員）との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しています。その内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役及び社外取締役（監査等委員）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

（２）補償契約の内容の概要

当社は、本総会開催日である2026年6月18日時点の取締役及び同日時点の執行役員を対象に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結予定です。本契約の規定に基づき、かつ法令に反しない範囲内で、本職務の執行に関連して補償対象者に生ずる費用又は損失を、補償対象者に対して補償することとします。ただし、本契約に基づく補償の範囲は、本契約締結後の職務執行に関する費用等に限られるものとします。当該補償契約では、当該会社役員による報告、損害軽減及び情報提供に関する義務を定めており、これらに反した場合において補償されないこと、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないこと等、一定の制限があります。また、補償実行後に補償が不適切であったことが判明した場合には、当社が当該会社に対し補償金の全部又は一部の返還を要求することができるものとします。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社グループの取締役、監査役、執行役員、フェロー、会計参与、管理監督者の地位にある従業員（既に退任したもの及び保険期間中の当該役職に就くものを含む）、及びこれらの相続人。

② 保険契約内容の概要

被保険者が①の立場での業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額会社が負担する。

第4号議案

監査等委員でない取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の金銭報酬の額を、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）、監査等委員である取締役の金銭報酬の額を、年額100百万円以内とご決議いただき今日に至っています。

今般、当社は一刻も早い信頼回復を実現するため、内部管理体制の改善及び再生活動を牽引する取締役会の強化、再構築を急務としています。こうした背景から、社外取締役の専門性や客観的な監督機能の更なる活用、それに伴う取締役会の役割と責任の増大を勘案し、優秀な人材を招聘・確保するため、取締役全体の金銭報酬総額の上限1,100百万円は変更せずに、監査等委員でない取締役の金銭報酬の額を年額850百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものです。第5号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件」をご承認いただいた場合の監査等委員である取締役の金銭報酬の上限250百万円とあわせて、取締役全体の金銭報酬総額の上限1,100百万円は維持されることになります。なお、監査等委員でない取締役の金銭報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

本議案の内容については、今後の当社の取締役会の構成、再生活動において取締役が果たすべき職責、当社の企業規模を踏まえた他社の水準等を勘案したものであり、また、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経たものであることから、当該内容は相当であると判断しています。

現在の監査等委員でない取締役は4名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は8名（うち社外取締役5名）となります。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、第4号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額改定の件」でお示ししたとおり、監査等委員でない取締役の金銭報酬の額を、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）、監査等委員である取締役の金銭報酬の額を、年額100百万円以内として今日に至っています。

今般、監査等委員の専門性や客観的な監督機能の更なる活用、それに伴う監査等委員会の役割と責任の増大を勘案し、優秀な人材を招聘・確保するため、取締役全体の金銭報酬総額の上限1,100百万円は変更せずに、監査等委員である取締役の金銭報酬の額を年額250百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものです。第4号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額改定の件」をご承認いただいた場合の監査等委員でない取締役の金銭報酬の上限850百万円とあわせて、取締役全体の金銭報酬総額の上限1,100百万円は維持されることになります。

本議案の内容については、監査等委員の専門性や客観的な監督機能の更なる活用、それに伴う監査等委員会の役割と責任の増大を勘案したものであり、また、第4号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額改定の件」と同様に、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経たものであることから、当該内容は相当であると判断しています。

現在の監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役5名）となります。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 (その他必要がある場合は、あらかじめ公告します)
単元株式数	100株
公告方法	当社のホームページに掲載します。 https://www.nidec.com/jp/ ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先)	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	0120-782-031
(URL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency

株式に関するご照会について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所・名義・口座等の変更、単元未満株式の買取等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、左記の電話照会先にご連絡ください。

特別口座について

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である左記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます)を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、左記の電話照会先にお願いいたします。

第53期 定時株主総会決議結果について

6月18日開催の当社第53期定時株主総会において、報告及び決議されました内容は、本定時株主総会終了後に掲載する「第53期定時株主総会決議ご通知」にて詳細をご確認いただけます。以下URLへアクセスください。

<https://www.nidec.com/jp/ir/event/meeting/>

NIDEC Group Topics

ニデック再生への取り組み

第二創業へ向けた改善計画の実行を開始しました

当社グループは、現在直面している諸課題を真摯に受け止め、組織の健全性を速やかに取り戻すべく、経営体制の抜本的な改善に全力を注いでおります。

◆「制度・プロセス・風土」の抜本的改革

当社は、今回の課題を「制度」「プロセス」「企業風土」の三点にあると深く認識し、これらを抜本的に解決するための改善計画を策定し、その実行を開始いたしました。第三者委員会からの調査報告を真摯に受け止め、全役職員が高い倫理観で「正しい」を最優先とする企業へ再生する必要性を共有し、一丸となってまずは足元の基盤再構築に注力しております。

◆ 経営陣による現場との対話と風土刷新

再生に向けた最大の原動力は「社員の声」にあります。社長自らが国内外の各事業部及びグループ会社を直接訪問し、再生への強い想いを伝えると共に、現場の課題や社員の本音を吸い上げております。双方向の対話を通じて、風通しの良い、新しいニデックの企業風土を醸成してまいります。

◆ 再発防止の徹底とガバナンスの強化

現在進行中の監査対応に加え、構築した制度・プロセスの改善を全世界のニデック拠点において確実に定着させます。再発防止に向けて、グループ全体のガバナンス改革を断行してまいります。

◆ ステークホルダーの皆様の信頼回復に向けて

私たちは、現状を極めて重く受け止め、ステークホルダーの皆様の信頼を早期に取り戻すべく、全力を尽くして改善を完遂し、その先にある真の「第二創業」を成し遂げる所存です。



Culture Transformation Labの取り組み



Lab設立の背景

当社グループは、第三者委員会の調査により浮き彫りとなった企業風土の課題を重く受け止め、これを根底から是正すべく、抜本的な風土改革に着手いたしました。その実行を担う専門組織として、2026年2月に「Culture Transformation Lab」を設立いたしました。設立の目的は、従来の風土を徹底的に見直し、社員一人ひとりが自律的に行動し、自身の仕事、組織に「誇り」を持って働ける環境を再構築することにあります。現場の声を実効性のある施策へと確実に繋げ、「自ら発信すれば変わる」という信頼を醸成することで、意見が自然と上がる風土への変革を目指します。

世界10万人の社員と共に、誰もが主体的に輝ける持続可能な仕組みを粘り強く築き上げ、本当の「第二創業」を成し遂げてまいります。

取り組み内容

① 主な取り組み内容と双方向コミュニケーションの活性化

国内外でのワークショップ(WS)やタウンホールミーティング、意見箱の設置等を通じて現場の声を直接収集し、経営に反映します。

② 正しいを最優先とする企業風土の醸成に向けた意識改革

国内外主要グループ会社の役員・管理職を対象とした階層別企業風土研修を実施し、「正しい」を追求する姿勢と倫理観の定着を図ります。

③ Lab活動の情報発信

海外社員もアクセス可能な社内ポータルサイトを通じてLab活動の進捗発信を行い、変革のプロセスをニデック全従業員へ可視化します。

④ スピード感を持った職場環境への改善

社員が変化を感じられる施策をグローバルに全拠点で着実に実行します。

実施例

- グループ内呼称「さん」付けの推進
 - ▶ 呼称を役職から「さん」に変えることで、フラットに意見を出し合える創造的な組織づくりの実施
- 職場環境の改革
 - ▶ 社内アンケートを実施し、改革が必要な項目の明確化、実行



海外拠点インタビュー



平湖拠点訪問



国内WS

🔊 特設ウェブサイト「Nidec Journal」開設のお知らせ（2026年7月公開予定）

当社の「いま」を、タイムリーに透明性をもって発信してまいります。

2026年7月、現在取り組んでおります企業変革の進捗を中心に、株主の皆様へ当社の「いま」をお届けする特設ウェブサイト「Nidec Journal(ニデック ジャーナル)」を開設いたします。

本サイトでは、経営トップのメッセージや最新のニュース、トピックなど、多岐にわたる情報を継続的に発信してまいります。

<https://www.nidec.com/jp/journal/>



i 株主優待のお知らせ



A オルフェウス 50弁オルゴール
高級感のあるデザインと50弁の多彩な音色が特徴です



B べっ甲塗りオルゴール
蝶の柄が愛らしい、べっ甲塗り宝石箱オルゴール
(柄:蝶、曲目:星に願いを)



期 間 2026年6月1日(月)～6月30日(火)

応募方法

当社のホームページより、「株主優待ページ」へアクセスし、「株主優待ご応募フォーム」からご応募ください。

応募フォームは
こちら



資 格

株式保有期間3年以上且つ単元株(100株)以上保有の株主様

応募可能オルゴール	株式保有期間	当選人数
A	10年以上	抽選で10名様
B	3年以上	抽選で100名様

※株式保有期間が10年以上の株主様は、A・Bいずれかにご応募が可能です。

株主総会 会場ご案内図

開催場所



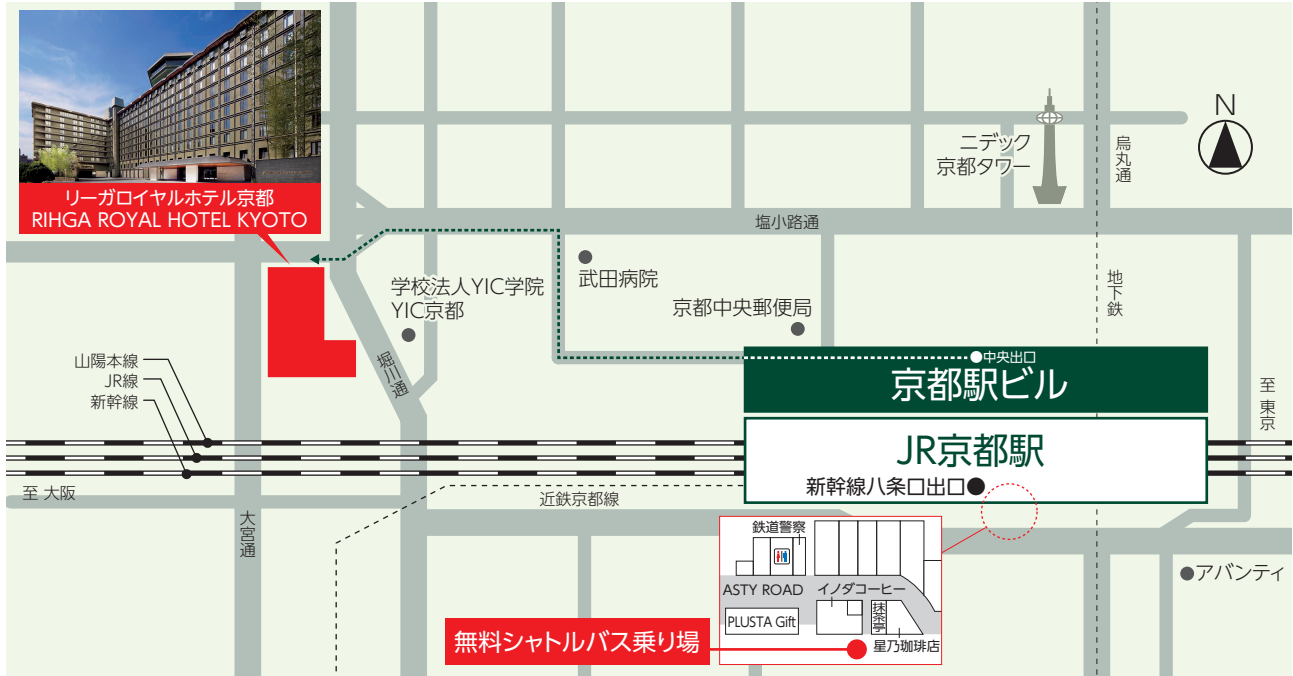
京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都 2階
「春秋の間」

アクセス



● 京都駅1階中央口より、西へ徒歩約7分
● ホテルの無料送迎バスサービス

京都駅八条口 ↔ リーガロイヤルホテル京都(約20分間隔にて運航)



お知らせ

- お土産の配布は取り止めさせていただいております。ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。
- 駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、くれぐれも車両でのご来場はご遠慮願います。
(リーガロイヤルホテル京都の駐車場は4月1日より有料です。詳しくはホテルHPでご確認ください。)

お体の 不自由な 株主様へ

- 介助や手話通訳が必要な株主様は、介助者や通訳者を1名に限り同伴して入場(議決権を有する株主様である場合を除き、介助者又は通訳者としての言動に制限されます)できますので、ご希望の場合は、当日受付までお申し出ください。
- 受付では筆談対応をさせていただきます。耳の不自由な株主様は、お気軽にお申し付けください。

